ＮＰＯ法人ふれんど４５定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、ＮＰＯ法人ふれんど４５という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、障害（児）者の地域生活を支援し、地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)　保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1)　障害福祉サービス事業

(2)　障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

(3)　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人に次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)　正 会 員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2)　その他の会員　理事会において別に定める規則により入会した個人及び団体

（入会）

第７条　正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

２　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）
第８条　正会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条　正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1)　退会届の提出をしたとき。
(2)　本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
(3)　継続して１年以上会費を滞納し、催告にも応じず本人に支払う意思がないとき。
(4)　除名されたとき。

（退会）
第 10 条　正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第 11 条　正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において正会員総数の３分の２以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　この定款等に違反したとき。
(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）
第 12 条　既納の会費その他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役員

（種別及び定数）
第 13 条　この法人に次の役員を置く。
(1)　理　事　　３人以上１０人以下
(2)　監　事　　１人以上　２人以下
２　理事のうち、１人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

（選任等）
第 14 条　理事及び監事は総会で選任する。
２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
３　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
４　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

（職務）

第 15 条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）

第 16 条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第 17 条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第 18 条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席した正会員総数の３分の２以上の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2)　職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第 19 条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第５章　会議

（種別）

第 20 条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。

２　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（構成）

第 21 条　総会は、正会員をもって構成する。

２　理事会は理事をもって構成する。

３　監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

（権能）

第 22 条　総会は、次の事項について議決する。

(1)　定款の変更

(2)　解散

(3)　合併

(4)　役員の任免等に関する事項

(5)　事業報告及び決算に関する事項

(6)　その他この法人の運営に関する重要事項

２　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項について議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　事業計画及び予算に関する事項

(4)　多額の金銭の借入れその他新たな義務の負担及び重要な財産の処分

(5)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する重要事項

（開催）

第 23 条　通常総会は、年１回、毎事業年度終了後すみやかに開催する。

２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)　正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)　第 15 条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

３　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)　理事長が必要と認めたとき。

(2)　理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

（招集）

第 24 条　会議は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　理事長は、前条第３項第２号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

４　会議を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。ただし、理事会においては、議事が緊急を要すると理事長が認める場合はこの限りではない。

（議長）

第 25 条　会議の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。

（定足数）

第 26 条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

２　理事会は、理事総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 27 条　会議における議決事項は、第 24 条第４項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員又は理事（以下、「構成員」という。）の２分の１以上の同意があった場合はこの限りではない。

２　会議の議事は、この定款に規定するもののほか、それぞれ出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　理事長は、簡易な事項又は緊急を要する事項について、理事が書面又は電磁的方法により、賛否を示すことにより、理事会の議決とすることができる。

４　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなすことができる。

　また、総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該総会が終結したものとみなす。

（表決権等）

第 28 条　会議における構成員の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。また、総会においては、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した構成員は、第 26 条、前条第２項、次条第１項及び第 37 条の適用については、会議に出席したものとみなす。

4　会議の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第29条　会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　構成員総数及び出席者数並びに理事会における出席者氏名(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、総会においてはその数、理事会においてはその旨を付記すること。)

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人１人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　総会の決議があったとみなされた事項の内容

(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)　総会の決議があったものととみなされた日

(4)　議事録の作成に係る職務者の氏名

（運営委員会）

第30条　この法人に運営委員会を置く。

2　運営委員は理事長が選任する。

3　運営委員会の設置、運営及び職掌に関する詳細は、理事長が別途定める。

第６章　資産及び会計

（資産の構成）

第31条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立当初の財産目録に記載された資産

(2)　会費

(3)　寄付金品

(4)　財産から生じる収益

(5)　事業に伴う収益

(6)　その他の収益

（資産の管理）

第32条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第33条　この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

(1)　会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

(2)　財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

(3)　採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（暫定予算）

第34条　やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（事業報告及び決算）

第35条　この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後すみやかに総会の承認を得なければならない。

（事業年度）

第36条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第７章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第37条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の３分の２以上の議決を経、かつ、法第２５条第３項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第38条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)　正会員の欠亡

(4)　合併

(5)　破産手続開始の決定

(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の３分の２以上の承諾を得なければならない。
3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第 39 条　この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第３項に規定するものから総会において選定したものに帰属する。

（合併）
第 40 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の３分の２以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　公告の方法

（公告の方法）
第 41 条　この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第９章　雑則

（細則）
第 42 条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	小　林　満　義
副理事長	氏　田　照　子
理事	上　田　憲　男
理事	軽　部　誠　一
理事	金　子　太　郎
理事	榎　本　竟　子
監事	小　出　昇　一
監事	島　田　直　樹

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第１項の規定にかかわらず、成立の日から平成２８年６月３０日までとする。
4　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 22 条第２項第３号の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、成立の日から平成２７年３月３１日までとする。

6　この法人の設立当初の会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費　正会員　　年０円

附則

この定款は、平成３０年５月２７日から施行する。

附則

この定款は、令和　　年　　月　　日から施行する。

令和８年度事業計画書

法人の名称　NPO法人 ふれんど45

1 事業活動方針

障害児(者)の地域生活を支援し、地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とし、その目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行い、保健、医療又は福祉の増進を図る活動を行う。尚、今年度は新たに障害のある方の地域での生活を支えるための居宅介護事業ならびに移動介護事業の取り組みを開始する。新規事業一年目となる令和８年度は、年度途中のスタートとなるためサービスを提供する対象者数を限定して準備を進め、支援する人材の確保とともに 2 年目以降より徐々に支援の輪を広げていきたい。

2 事業内容

(1)特定非営利活動に係る事業

① 障害福祉サービス事業

ア 障害者グループホーム事業

・内　　容 共同生活援助事業
・日　　時 令和８年４月～令和９年３月
・場　　所 横浜市保土ヶ谷区狩場町301－80
横浜市泉区和泉中央北4－15－10
横浜市戸塚区舞岡町2943－1
・従事者人員 21 人
・受益対象者 知的障害の者 15 名
・支出見込額 61,220,000 円

イ 障害者居宅介護事業

・内　　容 居宅介護事業(身体介護を伴う通院等介助)
・日　　時 令和８年４月～令和９年３月
・場　　所 横浜市内
・従事者人員 ９人
・受益対象者 知的障害の者 ５名
・支出見込額 132,000 円

② 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

ア 障害者移動支援事業

・内　　容 移動介護事業
・日　　時 認証後～令和９年３月
・場　　所 横浜市内
・従事者人員 10 人
・受益対象者 知的障害の者 ５名
・支出見込額 102,000 円

令和９年　度　事　業　計　画　書

法人の名称　　NPO法人　ふれんど45

1　事業活動方針

障害児（者）の地域生活を支援し、地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とし、その目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行い保健、医療又は福祉の増進を図る活動を行う。共同生活援助事業に加えて、新たに事業指定を受けた障害のある方の地域での生活を支えるための居宅介護事業ならびに令和８年に取り組みを開始する移動介護事業については、令和９年度は支援する人材の確保、養成をさらに進めるとともに、新規事業の展開を図り、障がいのある方が住み慣れた地域で多様なサポートを受けて安心して生活するための支援の提供に努めたい。

2　事業内容

（１）特定非営利活動に係る事業

①　障害福祉サービス事業

ア　障害者グループホーム事業

・内　　容　共同生活援助事業
・日　　時　令和９年４月～令和10年３月
・場　　所　横浜市保土ヶ谷区狩場町３０１－８０
　　横浜市泉区和泉中央北４－１５－１０
　　横浜市戸塚区舞岡町２９４３－１
・従事者人員　21人
・受益対象者　知的障害の者　15名
・支出見込額　58,512,384円

イ　障害者居宅介護事業

・内　　容　居宅介護事業（身体介護を伴う通院等介助、同行援護）
・日　　時　令和９年４月～令和10年３月
・場　　所　横浜市内
・従事者人員　14人
・受益対象者　知的障害の者　15名
・支出見込額　660,000円

②　障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

ア　障害者移動支援事業

・内　　容　移動介護事業
・日　　時　令和９年４月～令和10年３月
・場　　所　横浜市内
・従事者人員　14人
・受益対象者　知的障害の者　15名
・支出見込額　510,000円

活動予算書

自令和8年4月1日 至令和9年3月31日

NPO法人 ふれんど45

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業			備 考
Ⅰ 経常収益				
1 受取寄附金				
受取寄附金	0	0		
2 受取助成金等				
受取補助金	9,235,200			
受取助成金	160,000	9,395,200		
3 事業収益				
国保共同生活援助事業	48,000,000			
居宅介護事業	160,000			
移動介護事業	148,000			
利用料負担金 家賃	3,960,000			
利用料負担金 水道光熱費	1,800,000			
利用料負担金 日用品費	270,000			
利用料負担金 食費	3,348,000			
利用料 返金額	0	57,686,000		
4 その他収益				
受取利息	1,000			
雑収益	0	1,000		
経常収益計			67,082,200	
Ⅱ 経常費用				
1 事業費				
(1) 人件費				
給料手当	18,000,000			
非常勤給料手当	16,000,000			
退職金	100,000			
法定福利費	2,700,000			
通勤費	680,000			
福利厚生費	340,000			
人件費計	37,820,000			
(2) その他経費				
食材費	3,700,000			
日中支援費	5,000			
行事費	300,000			
日用品費	300,000			
生活関連費	150,000			
衛生用品費	150,000			
新聞図書費	90,000			
業務委託費	1,100,000			
諸謝金	215,000			
会議費	35,000			
旅費交通費	60,000			
車両費	50,000			
通信費	1,100,000			
消耗品費	500,000			
事務用品費	70,000			
修繕費	150,000			
水道光熱費	2,200,000			
地代家賃	11,736,000			
減価償却費	420,000			
保険料	220,000			
負担金・分担金	65,000			
租税公課	15,000			
研修費	50,000			
支払手数料	73,000			
広告宣伝費	800,000			
雑費	80,000			
その他経費計	23,634,000			
事業費計		61,454,000		

NPO法人　ふれんど45

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業			備　考
2　管理費				
(1) 人件費				
役員報酬	600,000			
給料手当	3,540,000			
法定福利費	35,000			
通勤費	140,000			
福利厚生費	20,000			
人件費計	4,335,000			
(2) その他経費				
業務委託費	1,950,000			
諸謝金	130,000			
寄付金	0			
会議費	5,000			
旅費交通費	30,000			
通信費	150,000			
消耗品費	300,000			
事務用品費	250,000			
修繕費	0			
水道光熱費	50,000			
地代家賃	1,300,000			
減価償却費	46,000			
保険料	130,000			
租税公課	2,000			
研修費	5,000			
支払手数料	120,000			
雑費	10,000			
その他経費計	4,478,000			
管理費計		8,813,000		
経常費用計			70,267,000	
税引前当期正味財産増減額			-3,184,800	
法人税、住民税及び事業税				
当期正味財産増減額			-3,184,800	
前期繰越正味財産額			40,882,067	
次期繰越正味財産額			37,697,267	

活動予算書

自令和9年4月1日　至令和10年3月31日

NPO法人　ふれんど45　　（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業			備　考
Ⅰ　経常収益				
1　受取寄附金				
受取寄附金	0	0		
2　受取助成金等				
受取補助金	9,235,200			
受取助成金	50,000	9,285,200		
3　事業収益				
国保共同生活援助事業	48,600,000			
居宅介護事業	660,000			
移動介護事業	510,000			
利用料負担金　家賃	3,960,000			
利用料負担金　水道光熱費	1,800,000			
利用料負担金　日用品費	270,000			
利用料負担金　食費	3,348,000			
利用料　返金額	0	59,148,000		
4　その他収益				
受取利息	10,000			
雑収益	0	10,000		
経常収益計			68,443,200	
Ⅱ　経常費用				
1　事業費				
(1) 人件費				
給料手当	17,000,000			
非常勤給料手当	16,000,000			
退職金	100,000			
法定福利費	3,000,000			
通勤費	550,000			
福利厚生費	200,000			
人件費計	36,850,000			
(2) その他経費				
食材費	3,400,000			
日中支援費	10,000			
行事費	100,000			
日用品費	350,000			
生活関連費	114,166			
衛生用品費	100,000			
新聞図書費	100,000			
業務委託費	1,100,000			
諸謝金	250,000			
会議費	35,000			
旅費交通費	100,000			
車両費	150,000			
通信費	1,051,838			
消耗品費	200,000			
事務用品費	60,000			
修繕費	71,380			
水道光熱費	2,250,000			
地代家賃	11,736,000			
減価償却費	184,000			
保険料	250,000			
負担金・分担金	80,000			
租税公課	20,000			
研修費	50,000			
支払手数料	230,000			
広告宣伝費	800,000			
雑費	40,000			
その他経費計	22,832,384			
事業費計		59,682,384		

NPO法人 ふれんど45

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業			備 考
2 管理費				
(1) 人件費				
役員報酬	600,000			
給料手当	3,600,000			
法定福利費	35,000			
通勤費	120,000			
福利厚生費	5,000			
人件費計	4,360,000			
(2) その他経費				
業務委託費	1,950,000			
諸謝金	150,000			
寄付金	0			
会議費	10,000			
旅費交通費	10,000			
通信費	160,000			
消耗品費	50,000			
事務用品費	250,000			
修繕費	0			
水道光熱費	50,000			
地代家賃	1,300,000			
減価償却費	62,000			
保険料	90,000			
租税公課	1,000			
研修費	5,000			
支払手数料	120,000			
雑費	10,000			
その他経費計	4,218,000			
管理費計		8,578,000		
経常費用計			68,260,384	
税引前当期正味財産増減額			182,816	
法人税、住民税及び事業税				
当期正味財産増減額			182,816	
前期繰越正味財産額			37,697,267	
次期繰越正味財産額			37,880,083	